

処方・調剤・ 保険請求の Q & A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 新医薬品は薬価収載から1年間、投与日数が1回14日分以内に制限されていますが、医薬品によってその制限が適用されない場合があります。これは、どのような基準で決まるのでしょうか。

(匿名希望)

A 一定の条件を満たしている新医薬品であって、個別に中央社会保険医療協議会(中医協)の了承が得られた場合に限り、1回14日分とする投与日数制限について例外的な取り扱いを適用することが認められています。

新医薬品の投与日数は、薬価基準収載日の翌月の初日から1年間、原則として1回14日分を上限としています。しかし、①既収載品同士による新医療用配合剤のように、有効成分に関する効能・効果、用法・用量が、実質的に既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品、②疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回14日分を超えることに合理性があり、投与初期から14日分を超える投薬の安全性が確認されている新医薬品——である場合には、新医薬品にかかる投与日数制限を適用することは不合理であると考えられます。

そのため、前述①または②のいずれかの条件を満たしており、かつ、中医協の了承が得られた場合には、例外的な取り扱いとして、1回14日分とする投与日数制限を設けない、もしくは、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とすることが認められています(表1)。

中医協では、新医薬品ごとにその例外的な取り扱いの適否を判断することとなっており、了承が得られた場合

表1 新医薬品の処方日数制限の例外的な取り扱い

- 新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記のような場合は例外的な取扱いとする。
- ①同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。
- ②疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。
- 例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の確認を得ることとする。

(「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」、2010年10月27日、中医協了承)

には、薬価基準収載に伴い、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(2006年3月6日、厚生労働省告示)の一部改正と併せて、関係通知(厚生労働省保険局医療課長)でも、その周知が行われます。

Q 薬剤服用歴管理指導料について質問です。お薬手帳に貼付するシールについては、調剤した薬局名、住所、連絡先だけでなく、調剤した薬剤師の氏名についても記載が必要なのでしょうか。

(兵庫県 匿名希望)

A 薬局名や連絡先などに関する情報は、そのお薬手帳に初めて記載する場合には記入しなければなりません。連絡先については「保険薬局又は保険薬剤師」とされています。

薬剤服用歴管理指導料は、①患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づく、薬剤情報提供文書を用いた調剤した薬剤の服用に関する基本的な説明、②患者から確認・収集した情報に基づく服薬指導、③お薬手帳による情報提供（必要事項の記載）、④残薬確認、⑤後発医薬品に関する情報提供——を実施した場合に算定することができます。

この算定要件の1つであるお薬手帳による情報提供(③)に関しては、その記載事項・記載方法について、「調剤日、当該薬剤の名称(中略)、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項」を、患者の手帳に「経時的に記載すること」となっています。すなわち、薬局名や連絡先などについては、調剤を実施した都度、記載が求められているわけではありません。

ただし、当該薬局がその患者の手帳に初めて記載する場合には、「保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等」を記載しなければなりません。連絡先に

表2 お薬手帳への記載について

区分10 薬剤服用歴管理指導料
(1) 薬剤服用歴管理指導料は、保険薬剤師が、患者に対して、当該患者の薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳等により、薬剤服用歴及び服薬中の医薬品等について確認するとともに、次に掲げる指導等のすべてを行った場合に算定する。 ア、イ (略) ウ 調剤を行った薬剤について、その投薬を受ける患者等に対して、調剤日、当該薬剤の名称(一般名処方による処方せん又は後発医薬品への変更が可能な処方せんの場合においては、現に調剤した薬剤の名称)、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項を患者の手帳に経時的に記載すること エ、オ (略)
(2) ~ (12) (略)
(13) 手帳に初めて記載する保険薬局の場合には、 <u>保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等を記載すること。</u>
(14) ~ (23) (略)

(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」、2012年3月5日、保医発0305第1号より抜粋)

関する情報については「保険薬局又は保険薬剤師」とされていますので、薬局名もしくは薬剤師名のどちらかを記載しておけば、特に問題はありません(表2)。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか?
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求漏れがあった場合の対応は? という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠

- を粉碎してよいか? という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270